平成２４年（フ）第７２号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7138番地８
債務者　富永　起雄
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０９３号
愛知県知多市八幡字堀之内152番地の１　ルフランいなば101
債務者　大沼　悟志
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
茨城県つくば市高見原２丁目２番地５
債務者　山口　恒治
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２３０号
東京都八王子市別所２丁目42番地５―501
債務者　銭谷　洋介
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木敏尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５８号
三重県伊勢市二見町荘1648番地２、住民票上の住所三重県志摩市磯部町三ケ所345番地16
債務者　羽根　　正
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
埼玉県久喜市葛梅446番地28、旧住所埼玉県加須市土手１丁目12番３号206
債務者　香取　昭雄
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
埼玉県久喜市葛梅３丁目７番地13
債務者　香取ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
三重県志摩市浜島町浜島2961番地１
債務者　中村　勝治
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１１７１号
横浜市青葉区荏田西２丁目38番地６
債務者　福岡　　薫
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩倉　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９０号
埼玉県蕨市北町５丁目６番25号
債務者　齋藤　庄江
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
石川県かほく市高松ウ２番地
債務者　森　　良
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
岐阜市大洞緑山２丁目９番３号
債務者　加藤　正彦
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９７８号
名古屋市中川区助光１丁目1210番地　アビタシオンフローレンスＢ―205号、旧住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字キノ割16番地３　ニューシティ蟹江二番館205号
債務者　神鳥　忠明
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７号
盛岡市玉山区好摩字野中278番地12
債務者　高橋ルミ子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１３０号
愛媛県松山市湊町２丁目４番地３
債務者　中岡　クニ
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９２号
大分県別府市石垣西５丁目６番42―103号
矢城アパート
債務者　黒木　義廣
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０８号
大分県別府市大字鶴見4170番地の６
債務者　川内　恭子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係